

改正 平成17年3月15日規則第8号 平成27年10月2日規則第37号
(趣旨)

第1条 この規則は、昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の開始、変更及び廃止の届出)

第2条 条例第8条の規定による個人情報を取り扱う事務の開始、変更又は廃止の届出は、個人情報取扱事務届出書（第1号様式）により行うものとする。

(個人情報開示請求書の提出)

第3条 条例第16条第1項の請求書は、個人情報開示請求書（第2号様式）とする。

(個人情報開示請求者等の確認)

第4条 条例第16条第2項（第25条第3項において準用する場合を含む。）及び第18条第2項に規定する書類は、次の各号に掲げる請求者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 本人 次に掲げるいずれかの書類

ア 運転免許証

イ 旅券

ウ 健康保険の被保険者証

エ その他請求者の氏名及び住所が記載されている書類であって市長が認めるもの

(2) 未成年者の法定代理人又は成年後見人 前号の書類のほか、戸籍謄本その他代理人の資格を証明する書類

(3) 本人の委任による代理人 第1号の書類のほか、委任状その他本人の委任を受けたことを証明する書類

(個人情報開示決定通知書等)

第5条 条例第17条第2項の書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、同表右欄に掲げる通知書とする。

1 条例第17条第1項の規定により個人情報を開示する旨の決定をした場合	個人情報開示決定通知書（第3号様式）
2 条例第17条第1項及び第20条の規定により個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合	個人情報一部開示決定通知書（第4号様式）
3 条例第17条第1項の規定により個人情報を開示しない旨の決定をした場合	個人情報不開示決定通知書（第5号様式）

2 条例第17条第3項の書面は、個人情報開示決定期間延長通知書（第6号様式）とする。

3 実施機関は、条例第20条の2の規定に基づき開示請求を拒否するときは、個人情報存否応答拒否決定通知書（第6号様式の2）により開示請求者に通知するものとする。

(開示の方法等)

第6条 個人情報の開示を行う場合において、写しを交付するときの交付部数は、請求があった個人情報1件につき1部とする。

2 実施機関は、個人情報が記録された物（電磁的媒体等から印字装置を用いて出力した物を含む。）の閲覧又は視聴を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る個人情報が記録された物を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該個人情報が記録された物の閲覧又は視聴の中止を命じることができる。

3 個人情報の開示は、当該個人情報に係る主管課の窓口等で行うものとする。

(個人情報訂正等請求書)

第7条 条例第25条第1項の請求書は、個人情報訂正・削除・目的外の利用及び提供中止請求書（第

7号様式)とする。

(開示決定の確認)

第8条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、訂正請求をしようとする者に対し、個人情報開示決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

(個人情報訂正等決定通知書)

第9条 条例第26条第3項の書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、同表右欄に掲げる通知書とする。

1 条例第26条第1項の規定により個人情報を訂正する旨の決定をした場合	個人情報訂正決定通知書(第8号様式)
2 条例第26条第1項の規定により個人情報を削除する旨の決定をした場合	個人情報削除決定通知書(第9号様式)
3 条例第26条第1項の規定により個人情報の目的外の利用及び提供を中止する旨の決定をした場合	個人情報目的外の利用及び提供中止決定通知書(第10号様式)
4 条例第26条第1項又は第2項の規定により個人情報を訂正しない旨若しくは削除しない旨又は個人情報の目的外の利用及び提供を中止しない旨の決定をした場合	個人情報訂正・削除・目的外の利用及び提供中止請求却下通知書(第11号様式)

2 実施機関は、条例第26条第5項において準用する条例第17条第3項の規定により期間を延長した場合は、個人情報訂正・削除・目的外の利用及び提供中止決定期間延長通知書(第12号様式)により訂正等請求者に通知するものとする。

(写しの作成に要する費用)

第10条 条例第28条第2項(附則第9項において準用する場合を含む。)の規定による写しの作成に要する費用は、別表のとおりとする。

(運用状況の公表)

第11条 条例第34条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項を昭島市役所前の掲示場に掲示し、かつ、昭島市が発行する広報紙に掲載することにより行うものとする。

- (1) 開示請求及び訂正等の請求の状況
- (2) 開示請求及び訂正等の請求に係る決定の状況
- (3) 不服申立ての状況
- (4) 前3号のほか市長が必要と認める事項

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月15日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の昭島市個人情報保護条例施行規則第4号様式、第5号様式及び第8号様式から第11号様式までによる用紙で、この規則の施行の日に現存するものについては、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

附 則(平成27年10月2日規則第37号)

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

別表(第10条関係)

区分	費用の額
電子複写機による写しの作成	写し1枚につき10円(日本工業規格A列2番までに限る。)

電子複写機以外による写しの作成	当該作成に要する費用相当額
-----------------	---------------

備考

- 1 市の電子複写機で複写できないため、写しを外部委託で作成する場合の費用は、当該委託費相当額とする。
- 2 電子複写機により1枚の用紙の両面に複写をする場合の写しの作成に要する費用は、2枚として計算した額とする。
- 3 用紙をはり合わせて1枚の写しを作成する場合の写しの作成に要する費用は、当該用紙の枚数分の額とする。